

(参考様式2)

事前点検シート

計画主体名	大田市 島根県	
計画期間 実施期間	(H20 ~ H22) H20 ~ H24 (H20 ~ H21) H20 ~ H24	総事業費(交付金) (316,700千円(157,516千円)) 316,825千円(162,034千円)

1 計画全体について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	適	本事業により交流等が促進され、地域活性化につながることから方針と適合している。
市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	適	市町村振興計画にあたる「大田市総合計画」(H19.3)、「大田市農業地域振興計画」(H15.5)、「大田市過疎地域自立促進計画」(H17.4)のほか「大田市産業振興ビジョン」(H19.3)等との整合性並びに各種施策と整合性は図られており、調整されている。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	適	地元農林漁業者及び「石見銀山農業協同組合」、「志学地区中央機械利用組合」等の関係団体の要望を基本としており、関係者及び付近住民の合意形成は図られている。
事業の推進体制は確立されているか	適	大田市及び「JFしまね」「大田商工会議所」「銀の道商工会」等の関連団体との連携を図っており、事業推進体制は確立されている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	適	事業活用活性化計画目標に交流人口の増加、地域農産物の販売額及び販売量の増を掲げており、これら目標の達成を目指すために事業要望をしており、事業内容との整合性は確保されている。
計画期間・実施期間は適切か	適	活性化計画期間は5年間、事業実施期間は5年間としており、計画期間内の事業実施であり適切である。
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か	適	交付金要望額162,034千円は、事業ごとに実施要領により確認しており、交付限度額の範囲内である。

2 個別事業について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	適	全て今回新規に取り組む事業である。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	適	農林水産物集出荷貯蔵施設は、改築による機能アップを目的とした施設整備であり、基準を満たしている。それ以外は該当しない。

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	適	①高生産性農業用施設機械 5年 ②高生産性農業用施設機械 5年 ③農林水産物処理加工施設 5年 ④農林水産物集出荷貯蔵施設 24年 ⑤農林水産物直売・食材提供供給施設 24年 ⑥農林水産物直売・食材提供供給施設 24年 ⑦地域資源活用交流促進施設 24年 ⑧自然環境保全・活用施設 10年 ⑨土地改良施設保全 10年 ※以下の番号は同じ事業を示す。
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	適	全て農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領に基づき、算定している。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	適	① 1.10 ② 1.57 ③ 1.10 ④ 1.21 ⑤ 1.14 ⑥ 1.02 ⑦ 1.48 ⑧ 1.0とみなして算定。 ⑨ 1.0とみなして算定。
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	適	① 芋掘取機は整理合理化通知に適合しており、要件を満たしている。なお、ポテトハーベスタには該当しない機械である。 ② 堆肥散布機(マニアスプレッダー)は整理合理化通知に適合しており、要件を満たしている。また、事業主体の「志学地区中央機械利用組合」は、農家により構成されている任意団体であり、要件を満たしている。 ③ 要綱のメニューにあり、要件等を満たしている。 ④ 貯蔵を主な目的としており、集荷時の選別程度であり加工処理はほとんどなく、要件等を満たしている。 ⑤ 要綱のメニューにあり、要件等を満たしている。 ⑥ 要綱のメニューにあり、要件等を満たしている。 ⑦ 要綱のメニューにあり、要件等を満たしている。 ⑧ 要綱のメニューにあり、要件等を満たしている。 ⑨ 要綱のメニューにあり、要件等を満たしている。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	適	事業主体は、大田市、JA石見銀山、志学地区中央機械利用組合であり、個人に対する交付ではない。また、全て関係団体及び農業者の合意を基に計画し、かつ利用について事前に調整しており、目的外使用の恐れはない。
施設等の利活用の見通し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	適	①該当なし ②該当なし ③該当なし ④該当なし ⑤現状を踏まえ、新しい施設として、石見銀山遺跡への来訪者の増を約10%として、今後の見込みを立てている。 ⑥現状を踏まえ、国道9号を利用者の増を約10%として、今後の見込みを立てている。 ⑦現状を踏まえ、新しい施設として、都市と農村住民の交流拠点としての活用を計画しており、今後の見込みを立てている。 ⑧該当なし ⑨該当なし

項目	チェック欄	判断根拠
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	適	<ul style="list-style-type: none"> ①該当なし ②該当なし ③該当なし ④該当なし ⑤類似施設は周辺にはなく、現状を踏まえ今後の見込みを立てている。 ⑥類似施設は周辺にはなく、現状を踏まえ今後の見込みを立てている。 ⑦類似施設はなく、新たな交流の拠点として期待されており、状況を踏まえ今後の見込みを立てている。 ⑧該当なし ⑨該当なし
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	適	<ul style="list-style-type: none"> ①JA石見銀山農協出荷の生産者との調整により利用を検討しており、収穫時期が集中することからスムーズな利用について検討している。 ②志学地区中央機械利用組合内の調整により利用を検討しており、散布時期が集中することからスムーズな利用について検討している。 ③JA石見銀山農協出荷の生産者との調整により利用を検討しており、収穫時期が集中することからスムーズな利用について検討している。 ④年間を通じて活用する。主に、さつま芋関連の加工関連商品の貯蔵を計画しており、施設の利用形態は、対象者、時期等十分に検討している。 ⑤年間を通じて来訪者を迎える。施設の利用形態は、対象者、時期等十分に検討している。 ⑥年間を通じて来訪者を迎える。施設の利用形態は、対象者、時期等十分に検討している。 ⑦都市と農村住民の交流の場として設置する。施設の利用形態は、対象者、時期等十分に検討している。 ⑧年間を通じて来訪者を迎える。拠点施設と地域資源、文化財を結ぶ路線として活用を図るよう検討している。 ⑨年間を通じて来訪者を迎える。集落と地域資源、文化財を結ぶ路線として活用を図るよう検討している。
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	適	<ul style="list-style-type: none"> ①JA石見銀山農協の指導のもと地域の特産品作りのために取り組むこととしており、③との連携を持って利用を進める。 ②地域資源である堆肥の利活用を強力に進めるものであり、地域の一体となった取り組みをめざしている。 ③JA石見銀山農協の指導のもと地域の特産品作りのために取り組むこととしており、①との連携を持って利用を進める。 ④現施設の機能向上を図るものであり、拠点として活用されており、規模、場所とも適正である。 ⑤石見銀山世界遺産センター横に設置予定であり、利用、連携については事前に調整している。 ⑥国道9号沿いに計画しており、現状を踏まえ今後の見込みを立てている。 ⑦現状を踏まえ今後の見込みを立てている。 ⑧前記の⑤の施設と⑨の道路を結ぶ遊歩道であり、機能的な活用ができるよう連携している。 ⑨前記の⑤の施設、⑧の遊歩道と連携しており、機能的な活用ができるよう連携している。
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	適	全ての施設において島根県統一労務、資材単価及び建設物価並びに相見積により確認しており、過大な積算となっていない。
建設・整備コストの低減に努めているか	適	<ul style="list-style-type: none"> ①収穫規模に見合う規模としており、機械コストの低減に努めている。 ②堆肥積込、散布規模に見合う規模としており、機械コストの低減に努めている。 ③収穫規模に見合う規模としており、機械コストの低減に努めている。 ④既存施設の改築による機能アップとし、建築コストの低減に努めている。 ⑤地元石州瓦の規格品の利用や下地材等に地元産の間伐材を活用するなどし、コスト低減に努めている。 ⑥地元石州瓦の規格品の利用や下地材等に地元産の間伐材を活用するなどし、コスト低減に努めている。 ⑦地元石州瓦の規格品の利用や下地材等に地元産の間伐材を活用するなどし、コスト低減に努めている。 ⑧下地材等に地元産の間伐材を活用するなどし、コスト低減に努めている。 ⑨アスファルト及び路盤材料等に再生資材を活用するなどし、コストの低減に努めている。
附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	-	全て該当なし
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	-	全て該当なし

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	適	①利用者の利便性を勘案し適正である。 ②利用者の利便性を勘案し適正である。 ③利用者の利便性を勘案し適正である。 ④利用者の利便性を勘案し適正である。 ⑤石見銀山世界遺産センターに隣接して設置を計画しており、主に観光客の利用が見込まれることから適正である。 ⑥国道9号沿いに設置を計画しており、主に道路利用者の利用が見込まれることから適正である。 ⑦三瓶温泉街の中心に設置を計画しており、主に温泉を訪れる都市住民と地元農業者の利用が見込まれることから適正である。 ⑧利用者の利便性を勘案し適正である。 ⑨利用者の利便性を勘案し適正である。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	適	①機械整備であり、保管用地は確保されている。 ②機械整備であり、保管用地は確保されている。 ③機械整備であり、保管用地は確保されている。 ④事業主体が所有している用地において整備する。 ⑤事業主体が貸借している用地において整備する。 ⑥事業主体が貸借している用地において整備する。 ⑦事業主体が所有している用地において整備する。 ⑧施設用地は確保されている。 ⑨施設用地は確保されている。
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	適	全て事業主体において、起債計画、資金調達・償還計画等十分検討、調整を行っている。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか	適	①JA石見銀山農協において、機械利用規程を策定し、適正な管理を行う。 ②志学地区中央機械利用組合において機械利用規程を策定し、適正な管理を行う。 ③JA石見銀山農協において、機械利用規程を策定し、適正な管理を行う。 ④JA石見銀山農協において、管理規則を策定し、適正な管理を行う。 ⑤JA石見銀山農協において、管理規則を策定し、適正な管理を行う。 ⑥市において、生産物直売施設設置条例を制定し、適正に管理・運営を行う。 ⑦市において、交流促進施設設置条例を制定し、適正に管理・運営を行う。 ⑧市において、市道管理条例に準じた管理を行う。 ⑨市において、市道管理条例に準じた管理を行う。
維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	適	
収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、収支計画は経営診断を受けるなど適正なものとなっているか	適	①該当なし ②該当なし ③該当なし ④該当なし ⑤収支計画を作成しており、(収入9百万円、支出8百万円)収支の均衡は取れている。利益については、施設の維持管理費に充当する。 ⑥収支計画を作成しており、(収入12百万円、支出11百万円)収支の均衡は取れている。施設の維持管理費に充当する。施設の維持管理費に充当する。 ⑦収支計画を作成しており、(収入5百万円、支出4.5百万円)収支の均衡は取れている。施設の維持管理費に充当する。 ⑧該当なし ⑨該当なし
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	適	①該当なし ②該当なし ③該当なし ④該当なし ⑤該当なし ⑥該当なし ⑦地域資源活用交流促進施設については、地域資源である三瓶温泉を活用した温浴施設との合併施行を計画しており、建築面積による按分を行っている。 ⑧該当なし ⑨該当なし

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「-」を記入すること。

2 事前点検シートは、公表するものとする。判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。

(参考様式2)

事前点検シート(波根東地区:追加分)

計画主体名	大田市 島根県		
計画期間	(H20 ~ H22) H20 ~ H24	総事業費(交付金)	(316,700千円(157,516千円)) 316,825千円(162,034千円)
実施期間	(H20 ~ H21) H20 ~ H24		

1 計画全体について

項目	チェック欄	判断根拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	適	当活性化計画は、区域内農家戸数の減少率の低減を目標としており、施設機能の確保により、農業経営の安定化が図られることにより農営意欲の向上に繋がるため、法の趣旨・目的である定住等や地域間交流の促進及び基本方針に適合している。
市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	適	市町村振興計画にあたる「大田市総合計画」(H19.3)、「大田市過疎地域自立促進計画」(現在内容について県と協議中)との整合性が図られている。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	適	地元土地改良区の要望を基本としており、平成21年10月31日の地元説明会等により関係者及び付近住民の合意形成は図られている。
事業の推進体制は確立されているか	適	はね営農組合支援会議(組合役員、市担当課職員で構成)により、これまで事業実施に向けた連絡会議等を開催してきた。今後も本会議を通じて事業推進を図ることとしている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	適	事業活用活性化計画目標に「定住等の促進に資する農業用排水施設等の機能の確保」を掲げている。今回の事業内容は基盤整備(農業用排水施設)であり、機能が確保されることにより農業経営の安定化、意欲向上に繋がり、人口の定住化が図られ、事業内容との整合性は確保されている。
計画期間・実施期間は適切か	適	活性化計画期間は5年間、事業実施期間は5年間としており、計画期間内の事業実施であり適切である。
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か	適	交付金要望額:44,000千円≦交付限度額(80,000千円×5.5/10=44,000千円)の範囲内である。

2 個別事業について

項目	チェック欄	判断根拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	適	自力や交付金の切り替えによるものではなく、今回新規に取り組む事業である。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	—	—
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	適	用水路 30年、排水路 40年であり、いずれも耐久年数は5年以上の施設である。
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	適	土地改良事業費用対効果分析指数により算定している。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	適	総費用総便益比1.32>1.0 波根東地区 事業計画概要書より

項目	チェック欄	判断根拠
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	適	本地区の事業要件種別は7であり、事業メニューは①農業用排水施設である。本地区の受益面積はA=10.4haであり、採択要件受益面積A=5ha以上を満たしている。また、施設は区域の農家で構成している「はね宮農組合」が利用されるものであり、担い手への農業用排水施設の整備・保全が見込まれるとの採択要件に合致する。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれはないか	適	事業主体は、大田市であり、個人に対する交付ではない。また、全ての関係団体及び農業者の合意を基に計画し、かつ利用について事前に調整しており、目的外使用のおそれはない。
施設等の利活用の見直し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	—	—
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	—	—
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	—	—
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	—	—
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	適	用水路整備計画: 既設区域の拡張で、必要最小限の管径及び延長としている。 排水路整備計画: 既設水路の片側拡幅計画としており必要最小限の構造物の施工にとどめている。 また、島根県の統一単価で積算しており、過大な積算とはなっていない。
建設・整備コストの低減に努めているか	適	現地での発生土及び地域の再生骨材等を利用した整備を行うことで、コスト低減を図る。
附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	—	—
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	—	—
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	適	用水路整備: 農地に隣接の市道・農道へ設置とし利便性も確保されている。 排水路整備: 既設水路の片側拡幅としおり必要最小限の用地確保で済む。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	適	地権者了解済みである。
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	適	起債計画、資金調達等に関して、市財政課と協議済みである。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	適	波根土地改良区が、既存の施設と同様に、適正な維持管理を実施することで合意がとれている。
収支を伴う施設等にあっては収支計画を策定しているか。また、収支計画は経営診断を受けるなど適正なものとなっているか	—	—
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—	—

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「—」を記入すること。

2 事前点検シートは、公表するものとする。判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。